

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和7年1月27日

岩手県知事 達 増 拓 也 殿

岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山 152 番地 2  
平泉商工会  
会長 高 橋 幸 喜

岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山 45 番地 2  
平泉町長 青 木 幸 保

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：佐藤 修、加藤芙美子

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害のリスク

当町では自然的条件、社会的条件及び過去の災害発生状況から「平泉町防災マップ」を作成し、将来、主に次のような災害の発生を想定している。

【大雨、台風等を要因とした洪水による浸水害】

当町の中央部には北上川が南北に流れ、その流域に沿うように中心市街地と田園地帯が続いている。町役場本庁舎、当会の事務所及び大半の会員事業者が立地する平泉地域中央部と、製造業を中心とした工場が多く立地する平泉地域南部では、北上川に流入する支川から氾濫のおそれもあることから、0.5m～3mの浸水、最大で5m以上の浸水が予想されている地域がある。

平泉町防災マップでは2日間で313mmの雨量を想定し、浸水区域及び最大水深を次のとおりとしている。

■浸水したときに想定される水深

(出典：平泉町防災マップ)

河川名	該当する地域	浸水時の想定最大水深
北上川	平泉地域（1～3区、6～13区）の一部 長島地域（14～16区、19～21区）の一部	5.0m以上

なお、平泉町防災マップ上で検証した浸水被害が想定される本会の会員事業者数は次のとおりであり、浸水想定区域に立地し、被害が想定されるのは120者（会員全体の54.8%）、そのうち3m以上の浸水被害が想定されるのは82者（同37.5%）となっている。

■浸水被害が想定されている会員事業者数とその割合

区分	平泉地域 北 部		平泉地域 中 央 部		平泉地域 南 部		長島地域		合計	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
被害想定なし	5	100%	59	39.6%	13	30.2%	22	100%	99	45.2%
被害想定あり	0	0%	90	60.4%	30	69.8%	0	0%	120	54.8%
0.5m未満	0	0%	2	1.3%	0	0%	0	0%	2	0.9%
0.5～3.0m 未満	0	0%	26	17.5%	10	23.3%	0	0%	36	16.4%
3.0～5.0m 未満	0	0%	31	20.8%	5	11.6%	0	0%	36	16.4%
5.0m以上	0	0%	31	20.8%	15	34.9%	0	0%	46	21.1%
合計	5	100%	149	100%	43	100%	22	100%	219	100%

### 【土砂災害】

飲食業が軒を連ねる中尊寺参道周辺では、一部が急傾斜地崩壊危険箇所指定されているほか、山沿いの長島地域では複数の地すべり危険箇所が集積しているエリアがある。

なお、平泉町防災マップ上で検証した土砂災害による被害が想定される本会の会員事業者数は次のとおりであり、土砂災害想定区域に立地し、被害が想定されるのは8者（会員全体の3.5%）となっている。

#### ■土砂災害による被害が想定されている会員事業者数とその割合

区分	平泉地域 北 部		平泉地域 中 央 部		平泉地域 南 部		長島地域		合計	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
被害想定なし	5	100%	144	96.6%	41	95.4%	21	95.5%	211	96.4%
被害想定あり	0	0%	5	3.4%	2	4.6%	1	4.5%	8	3.6%
土石流危険区域	0	0%	4	2.7%	0	0%	0	0%	4	1.8%
急傾斜地崩壊危険箇所	0	0%	1	0.7%	2	4.6%	0	0%	3	1.4%
地すべり危険箇所	0	0%	0	0%	0	0%	1	4.5%	1	0.4%
合計	5	100%	149	100%	43	100%	22	100%	219	100%

### 【地震による地盤沈下、家屋倒壊等の災害】

平泉町地域防災計画では、平成23年東北地方太平洋沖地震の被害の多くが従来の被害想定をはるかに超える結果となったことを踏まえ、地震の規模が想定よりも大きい可能性を十分に視野に入れて、平成23年東北地方太平洋沖地震並びに過去最大クラスの海溝型の地震と内陸直下型地震を想定している。

また、地震ハザードステーション（J-SHIS Map）によると、震度5弱以上の地震が今後30年間で60%以上の確率で発生するとされている。

さらに、当町には世界遺産構成資産をはじめとする木造の仏教寺院や遺跡等、文化財が数多くあることから、倒壊や火災等の二次災害も想定される。

### 【感染症】

令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症は、5類に移行したとはいえ現在も流行しており、このような新しい感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。他にも、新型インフルエンザのように10年から40年の周期で出現し世界的に大きな流行を繰り返す感染症もある。

### 【その他】

当町の過去の災害の発生は、台風による被害、気象条件（異常気象）による被害が多く、平成19年9月の台風9号による長雨では、町の中央を流れる北上川が氾濫し、冠水による農作物の総被害額はおよそ3億円に及んだほか、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震、同4月の余震では最大震度6弱を記録し、建物を中心に商工業者が大きな被害を受けた。

また、岩手県内では比較的温暖な内陸性の気候となっているが、最近では、短時間・局地的な豪雨が多く発生している。

なお、令和元年 10 月に発生した台風第 19 号では、人的被害はなかったものの、倒木などで住家を含む建物被害が 6 棟発生したほか、道路では冠水や土砂崩落等による被害が 27 カ所、農業施設ではビニールハウスの破損が 7 カ所、公共の建物や文化財などにも被害が及び、被害総額は 5 千万円を超えた。商工業者にも構内道路や側溝への土砂流出、建物の一部損壊等の被害が発生した。

(2) 商工業者の状況 (出典：総務省・経済産業省「令和元年経済センサス-活動調査結果」)

- ・ 商工業者数 349 人
- ・ 小規模事業者数 280 人

業種	商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地状況等
建設業	46	42	町内に広く分散している
製造業	35	32	北上川と太田川沿いに多い
卸・小売業	110	72	北上川に近い平泉中心部に多い
サービス業	158	134	北上川に近い平泉中心部に多いが町内に広く点在している
合計	349	280	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

① 地域防災計画の策定

町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、災害基本法第 42 条 (昭和 36 年法律第 223 号) の規定に基づき、平泉町防災会議において「平泉町地域防災計画 (令和 6 年 3 月改定)」を策定している。

町内地域での発生が想定される災害に対して、対策を実施する際の各防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱のほか、住民や事業所等の役割を明らかにしながら、必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧における対策について定めている。

これらの対策を総合的かつ計画的に推進することにより、自らを災害から守る「自助」の意識を高めつつ、要配慮者等への支援など地域を守る「共助」の適切な役割分担に基づき、これらが連携した防災協働社会の実現を目指すことを目的としている。

② 防災備品の備蓄

平泉町地域防災計画に基づき、災害発生直後から物資の流通が確保されるまでの間の被災者の生活を支えるため、食料・生活必需品 (主食、飲料水、粉ミルク、簡易トイレ等) を備蓄し、定期的な点検と更新を行っている。防災拠点の一つとして道の駅平泉を指定しており、災害用トイレや受水槽を設置している他、備蓄倉庫を備えて防災備品の備蓄等も行っている。

③ 防災に関する情報提供

防災に関する情報については、広報や町ホームページによる周知のほか、民間事業者

との連携により、町指定避難所の役場庁舎及び平泉文化遺産センターに設置した Wi-Fi 搭載自動販売機の Wi-Fi に「平泉町防災ポータルナビ」を設け、防災マップや指定避難場所検索機能、気象情報等の防災関連情報を一体的に情報発信している。また、町の公式 SNS（LINE、Facebook）での情報提供も行っており、災害や緊急情報などについても発信している。

#### ④感染症に関する情報提供及び行動計画策定

感染症に関する情報について、広報や町ホームページによる周知のほか、町行動計画（特措法第 8 条）に基づく「平泉町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定している。

## 2) 当会の取組

### ①事業継続力強化支援計画（第 1 期）の策定

大規模災害の相次ぐ発生等、商工会として小規模事業者の災害等リスクマネジメントへの支援体制を構築する必要があることから事業継続力強化支援計画を策定し、令和 2 年 3 月 30 日に岩手県知事より岩手県第 1 号となる認定を受けた。

### ②災害時における会員被災状況の収集

これまで、東日本大震災を始めとする地震や大雨・洪水・台風等の自然災害の際は、会員事業者の被災状況について情報を収集し、岩手県商工会連合会並びに平泉町へ報告している。

### ③事業者 B C P に関する国の施策等の周知

国が発行した「事業継続力強化計画認定制度のご案内」等のリーフレットが発行される都度、小規模事業者に配布することで、自然災害及び感染症への対策を盛り込んだ B C P の必要性や施策活用に関する情報発信を行っている。

### ④商工会 c m a p（シーマップ）による情報発信

近年、常態化している大規模自然災害から会員企業等を守る観点から、自然災害に関する情報を商工会のホームページ等で随時発信することが重要であると捉え、あいおいニッセイ同和損害保険㈱等が運営する台風、豪雨、地震による被災建物棟数をリアルタイムで予測し一般公開するサイト「cmap」を全国商工会連合会が商工会組織用にカスタマイズしたもので、当会ホームページにバナーを配置した。

「自然災害における全国各地の被害予測の情報」、「自然災害発生時の避難所等の情報」を誰でも簡単に取得が可能な無料の Web サイトです。

これにより、自然災害時の被害予測に関する情報発信だけでなく、「平時においても平泉町への来訪者等が事前に天候状況の情報を得ようとアクセスすること」が想定される他、「会員企業等の取引先所在地での被災状況（予測）等が把握できることにより、事前の対策を検討すること」が可能であるため、会員企業等がより有効に活用することが可能となっている。



### ⑤損害保険への加入促進

小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクをはじめとして、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任などのリスクに備える各種の損害保険等について、全国商工

会連合会、岩手県商工会連合会、岩手県火災共済協同組合等と連携し普及・加入促進を行っている。

感染症に対しても、長期休業を要する場合等に備えた休業補償などの各種損害保険について、全国商工会連合会、岩手県商工会連合会等と連携し普及・加入促進を行っている。

## II 課題

当町、当会における小規模事業者の防災・免災対策への支援における課題は次のとおりである。

### ①事業者BCPの策定が進んでいない

浸水被害に限ってみても、会員事業者の過半に被害が想定され、建物の2階以上が浸水するとされる3m以上の浸水被害が3分の1以上の会員事業者に想定されているところ、事業者BCPの策定をはじめとする防災・減災対策に関する町全体の取組状況はいまだ普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工会の取組も本格化しておらず、事業者BCPの策定は2事業者にとどまっている。特に自力での取組に限界のある小規模事業者に対する支援を強化する必要がある。

### ②策定支援のスキル習得に課題がある

職員の事業者BCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、職員研修等の受講を促進してはいるが、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

## III 目標

平泉町地域防災計画に基づき、今にでも発生し得る大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や事後のいち早い復旧等の対策について、町、商工会が一つになって取組むこととし、特に、町内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のための次の取組を行う。

また、広範囲かつ急速に蔓延するような感染症に対しても、国内感染拡大期等には速やかに拡大防止措置を行い、特に町内小規模事業者に対して事業継続力強化のための次の取組を行う。

### ①町内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

災害リスク及び感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損保会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

### ②速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

平泉商工会と平泉町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

平泉町地域防災計画及び平泉町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

##### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

町内小規模事業者に対するBCP策定の必要性についての普及・啓発を目的として、年度事業計画に次の事業毎に目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行うこととする。

##### ① 防災マップによる災害リスクの周知

経営指導員等が巡回指導の際に平泉町防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。



##### ② 広報等による啓発活動

商工会報や町広報、ホームページ、Facebook等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

##### ③ 事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

また、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

#### 【商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等】

リスクの種別	対象事例
経営	✓事業主・家族・従業員のけが、病気、がん等への備え ✓廃業・退職後の生活資金積立 ✓従業員の退職金積立
休業	✓事業主・従業員の休業所得補償 ✓災害に伴う営業損失補償
財産	✓火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償
賠償責任	✓生産物に起因する事故、業務中の事故等
労災事故	✓業務災害、ハラスメント等の管理者賠償責任補償
自動車	✓自動車運行に伴う事故の賠償補償

#### ④新型ウイルス感染症に関する周知

新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

また、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供するなど、今後の感染症対策につながる支援を実施する。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会の事業継続計画の策定（令和7年度）

#### 3) 関係団体等との連携

損害保険会社と連携し専門家を招聘し、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険、生命保険等を紹介する。また、感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）を紹介するとともに、関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

#### 4) フォローアップ

町内小規模事業者の事業者BCP等取組状況を把握、策定の有無・内容等についてデータベース化するとともに、事業計画の更新が的確に行われるよう定期的に巡回し、フォローアップを実施する。

また、（仮称）平泉町事業継続力強化支援会議（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る連絡体系の構築

自然災害（平成23年東北地方太平洋沖地震クラス）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。また、必要に応じて訓練を実施する。

### <2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

##### ①応急対策の定義

応急対策とは、各団体がそれぞれのBCPで定める「安否確認」、「時間外・休日の職員の参集」に加え、参集した後に実施する応急業務及び事業継続するための優先度が高い「非常時優先業務」のことをいい、中でも、本計画の中で当町、当会が連携して行う応急対策は次の業務とする。

##### ■連携して実施する応急対策（非常時優先業務）

- ア) 緊急相談窓口の設置・相談業務
- イ) 被害調査・経営課題の把握業務
- ウ) 復興支援策を活用するための支援業務

また、応急対策を開始するためには、参集できる職員の確保をはじめ、事務所や電力等の確保が前提となり、当会がこれらを確保できない状況に陥ることも想定し、まずは、応急対策実施の可否を確認するための仕組みを当町、当会で整備する。

## ② 役職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認

自然災害発生時には、当町、当会それぞれのBCPに従い安否確認を行う。

安否確認の際、(1)本人・家族の被災状況、(2)近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、(3)出勤できる状態かどうかについても、できるだけ情報を集めることとする。

### ■ 各団体の安否確認の対象と目標時間

団体名	安否確認の対象と目標時間
平泉町観光商工課	【職員】発災後速やかに緊急連絡網（携帯電話）にて確認
平泉商工会	【職員】発災後1時間以内にLINEグループ機能にて確認 【正副会長】3時間以内に携帯電話・Eメールにて確認 【役員】1日以内に携帯電話にて確認 【会員】3日以内に会員安否を確認

## ③ 自然災害発生時の安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後3時間以内には、当町、当会間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有する。

### ■ 安否確認結果の連絡窓口

団体名	安否確認結果の連絡窓口	
	第1順位	第2順位
平泉町観光商工課	課長	課長補佐
平泉商工会	事務局長	上席の経営指導員

## ④ 感染症への対策

感染症の国内感染拡大期には、職員の体調確認を行うと共に、商工会館内の消毒、職員の手洗いやうがい等の徹底を行う。また、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、平泉町における危機対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

## 2) 応急対策の方針決定

### ① 被害規模の目安と応急対策の内容

当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。例えば豪雨の場合には、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の時は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

### ■ 被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務

	<p>害が発生している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>	<p>2) 被害調査・経営課題の把握業務</p> <p>3) 復興支援策を活用するための支援業務</p>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>	<p>1) 緊急相談窓口の設置・相談業務</p> <p>2) 被害調査・経営課題の把握業務</p>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

## ②被害情報等の共有

本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

### 【被害情報等の共有間隔】

期 間	情報共有する間隔
発生後～1週間	1日に2回共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月～3ヶ月	1週間に1回共有する
3ヶ月以降	1月に1回共有する

## ③体制維持のための対策

「平泉町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

## < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

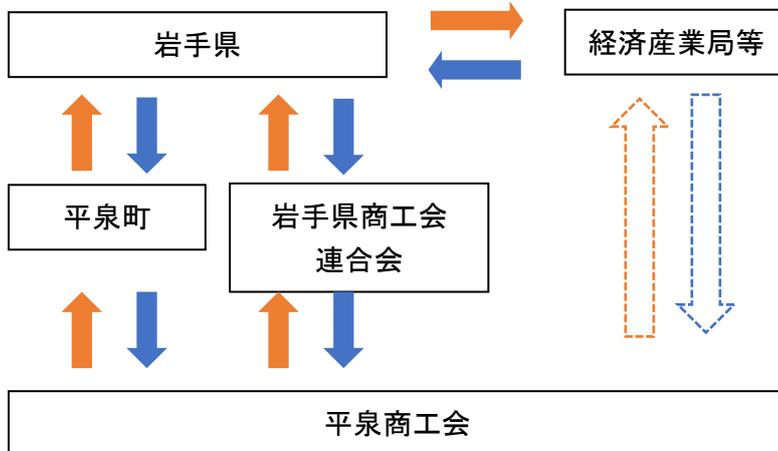
発災時に町内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築するとともに、二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

### 1) 指示命令系統・連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行う。

なお、指示命令系統は、次のとおりとする。

【連絡体制図】



2) 二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことの決定

二次被害を防止するため、被災地域で活動を行うことについては、町観光商工課長が平泉町災害対策本部の指示に従いながら、活動方針を決定し、当会に指示等を行う。

3) 被害の確認方法・被害額の算定方法

①被害調査シートの統一

被害を迅速かつ的確に把握するため、被害調査シート、集計・報告シートを別途定め、2者で共通で用いるものとする。

②被害額の算定の対象

平泉町地域防災計画に基づき、当会が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「非住家被害」と「商工被害」の2つとする。

**非住家被害**

事業用の建物をいう。具体的には、店舗、工場、事務所、作業場、倉庫などの被害であり、建物と一体となった建物附属設備についても対象とする。これらの建物に人が居住している店舗兼住宅のような場合は、当該部分は「住家被害」として除いて処理する。

また、「非住家被害」の対象としては、被害の程度に関わらず、床下浸水から全壊に至るまでを区分毎に把握するものとするが、町災害対策本部への被害報告に限っては、定めにより全壊または半壊の場合のみとする。

**商工被害**

建物以外の事業に関する被害をいう。具体的には、棚卸資産（商品・製品、仕掛品、原材料）、有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置）の被害とする。

4) 共有した情報の報告方法

当会と当町が共有した情報を、当会は岩手県商工会連合会へ、当町より岩手県へ報告する。また、感染症流行の場合、国や県などからの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を当会は岩手県商工会連合会へ、当町より岩手県へ報告する。

なお、当会が岩手県商工会連合会へ報告する手段として、岩手県商工会連合会作成の緊急時連絡先にメールで報告するとともに、商工会災害状況報告システム ([https://www.shokokai-system.com/drs\\_admin/](https://www.shokokai-system.com/drs_admin/)) を活用する。

#### < 4. 応急対策時の町内小規模事業者に対する支援 >

##### ①相談窓口の開設

当会は町と協議の上、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。  
また、国・県・岩手県商工会連合会からの相談窓口設置に関し特別の要請を受けた場合はこれに従うものとする。

##### ②事業者向け施策の周知について

応急時に有効な被災事業者施策（国・県・町等の施策）について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、説明会等により町内小規模事業者等へ周知する。  
感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### < 5. 町内小規模事業者に対する復興支援 >

##### ①復興支援の方針の決定

岩手県及び町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

##### ②相談窓口の設置

被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を岩手県商工会連合会に相談する。

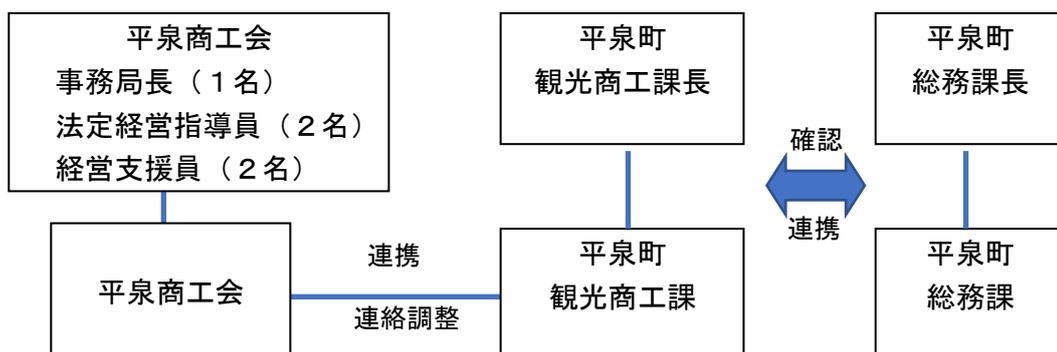
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年3月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 佐藤 修、加藤英美子 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

商工会の各法定経営指導員を中心として、本計画の具体的な取組や実行を行うものとし、随時、小規模事業者に対する災害リスクの周知をはじめ事業者BCPの策定支援等の進捗状況を管理し、四半期ごとに進捗状況を共有する。

また、他の職員に対し、指導及び助言を行い、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しを行う。

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

平泉商工会

〒029-4102 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山 152 番地 2

TEL : 0191-46-3560 / FAX : 0191-46-3568

E-mail : hirasho@rose.ocn.ne.jp

②関係市町村

平泉町役場 観光商工課

〒029-4192 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山 45 番地 2

TEL : 0191-46-5572 / FAX : 0191-46-3080

E-mail : kanko@town.hiraizumi.iwate.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・ 専門家派遣費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	30	30	30	30	30
・ パンフ、チラシ 作成費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、平泉町補助金、岩手県補助金、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携事業者なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等